

資料1-3

業務部からの報告事項

業務部からの報告事項

1 令和7年度事務処理遅延の発生及び事務処理状況調査の実施

農業者年金の届出書等に係る事務処理が6か月以上遅延した場合には、発覚の都度、業務受託機関より連絡をいただき、業務改善計画の提出をいただいているところです。

令和7年度(※作成時点)については、これまで15業務受託機関、31件の届出書について事務処理遅延の報告がありました。(被保険者関係1件、受給権者死亡関係22件、裁定請求関係6件、諸変更関係2件)

また、令和7年度においても、9月1日から9月19日を調査対象期間として全ての業務受託機関を対象に、農業者年金の届出書等に係る事務処理状況の一斉調査を行い、調査の結果、事務処理遅延を発見した場合は、10月17日までに再発防止策(業務改善計画)を基金に提出するよう依頼しております。

さらに、令和7年度においては、事務処理遅延が複数回発生した5業務受託機関を対象に、再発防止策が適切に継続され、確実に事務処理が行われているか調査・確認するため特別考查を実施することとしております。

2 過誤納保険料の直接還付

令和6年1月より運用が始まった、過誤納保険料の直接還付については、令和7年8月末時点までにおいて1,169件の直接還付の申出があり、希望口座へ振込を実施しております。

3 記録管理システムの利用促進の取組について

記録管理システムの利用を促進するため、「令和7年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」を策定し、全業務受託機関宛てに令和7年6月24日付で通知しました。

記録管理システムの利用登録割合は、令和6年度末と比べて、令和7年8月末時点では農業委員会は0.8ポイント増加、JAは合併が進んだことから0.3ポイント減少し、記録管理システムを利用した届出書の作成割合については、農業委員会は2.52ポイント増加し、JAは1.64ポイント増加しており、都道府県段階の業務受託機関が主催する記録管理システム操作研修会に講師を派遣する等により、引き続き業務受託機関に対して利用促進を強く働きかけています。(令和7年度派遣予定:29府県)

○記録管理システムの利用登録割合(令和6年度末→令和7年8月末)

農業委員会 79.1% → 79.9%(前年度比 0.8ポイント増)

JA 90.1% → 89.8%(前年度比 0.3ポイント減)

○記録管理システムを利用した届出書の作成割合

(令和6年度末→令和7年8月末)

農業委員会 38.88% → 41.40%(前年度比 2.52ポイント増)

JA 47.75% → 49.39%(前年度比 1.64ポイント増)

4 令和6年度農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査について

農業者年金業務を受託している全ての業務受託機関(2,315機関)を対象に、令和7年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的とした調査を実施しました。調査結果については、分析の上、令和7年7月28日付けて都道府県段階の業務受託機関に対して市町村段階の業務受託機関の管理状況の改善が図られるよう指導を依頼しました。

今後は、会議等の機会を活用し、個人情報保護対策等の取り組みについて説明していく予定です。